

基労保発0412第1号
平成25年4月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課長

労災保険給付等の本省払い化に係る請求人等への周知について

標記については、平成25年4月4日付け基労保発0404第2号「労災保険給付等の本省払い化追加機能（受任者払い等）に係る機械処理等について」の記の7において別途通知することとしていたところである。

受任者払い等の本省払い化に伴い、支払振込通知書の差出人名については従前「労働基準監督署資金前渡官吏」名であったところ、「官署支出官 厚生労働省労働基準局長」名となることから、請求人等への周知に関して下記のとおり行うこととするので、遺漏のないようお願いします。

記

1 本省払い化とする労災保険給付等について

平成25年5月2日以降、従前から本省で支払いを行っていた労災保険給付等に加え、次のア～シに係る受任者払い、未支給の保険給付及び送金払いを本省払いとすること。

- ア 療養（補償）給付たる療養の費用（「検査に要した費用」を含む。）
- イ 休業（補償）給付
- ウ 介護（補償）給付
- エ アフターケア通院費（受任者払いを除く。）
- オ 障害（補償）一時金
- カ 遺族（補償）一時金
- キ 障害（補償）年金前払一時金
- ク 障害（補償）年金差額一時金
- ケ 遺族（補償）年金前払一時金
- コ 特別遺族一時金

サ 葬祭料（葬祭給付）

シ （傷病（補償）年金、障害（補償）年金、障害（補償）一時金、遺族（補償）年金及び遺族（補償）一時金に係る）定額の特別支給金

2 具体的周知方法等

（1）本省

本省においては、平成 25 年 4 月 19 日（金）までに厚生労働省ホームページに別紙 1 の内容を掲載するとともに、別紙 2 の関係団体に対し、別紙 3 の内容により文書周知を行うとともに、傘下団体への周知要請を行う予定である。

なお、厚生労働省ホームページへの掲載期間は平成 25 年 7 月 31 日（水）までとする。

（2）都道府県労働局及び労働基準監督署

都道府県労働局（以下「局」という。）においては、別紙 1 の内容を参考に、厚生労働省ホームページへの掲載後、平成 25 年 4 月 26 日（金）までに、局で運営しているホームページに同旨の掲載をする（又は厚生労働省ホームページにリンクを貼る）。掲載期間は平成 25 年 7 月 31 日（水）までとする。

また、局においては、都道府県単位の関係団体に対し、速やかに、別紙 3 を参考に文書による周知要請を行う。

なお、送金払いを希望する請求人等に対しては、送金通知書が財務省会計センターから送付されることについて周知を行う。

3 請求人等からの照会に対する対応

請求人等から受任者払い等に関する照会があった場合、別紙 4 の想定を参考に懇切・丁寧な対応を行うこと。

支払振込通知書の一部の変更について

労災保険給付等（労災年金を除く）のうち被災労働者ご本人以外の方への支払（事業主等への受任者払い及び未支給の保険給付）は、現在、労働基準監督署において行っていますが、行政事務の効率化のためシステム更改を行い、平成25年5月以降は、厚生労働本省において支払を行うことを予定しております。

これに伴い、現在、労災保険給付等の支払の際に皆様に送付しております「支払振込通知書」の差出人が、労働基準監督署長名から厚生労働省労働基準局長名に変更となります。

※被災労働者ご本人への口座振込につきましては、従来より厚生労働本省から支払を行っておりますので、変更ありません。

照会先 : 厚生労働省 労働基準局 労災補償部
労災保険業務課 電話 03-3920-3786

本省から周知要請を行う関係団体等

- 1 全国社会保険労務士会連合会
〒103-8346
東京都中央区日本橋本石町3丁目2番12号 社会保険労務士会館
- 2 公益財団法人労災保険情報センター
〒112-0004
東京都文京区後楽1丁目4番25号 日教販ビル
- 3 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会
〒102-0074
東京都千代田区九段南4丁目8番8号 九段ポンピアンビル

平成25年4月12日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課長

労災保険給付等における支払機関の一部変更に係る周知について（お願い）

平素より労災補償行政の円滑なる推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、現在労働基準監督署で行っている受任者払い、未支給の保険給付に係る支払事務処理について、行政事務の効率化のためシステム更改を行い、平成25年5月以降は、厚生労働本省（以下「本省」といいます。）において行うこと（以下「本省払い化」といいます。）を予定しております。

これに伴い、現在、受任者払い及び未支給の保険給付において、労災保険給付等の振込に係る支払振込通知書は、労働基準監督署長名で送付しておりましたが、本省払い化後は厚生労働省労働基準局長名に変更となります。

これにつきましては、本省及び都道府県労働局のホームページへの記事掲載等により受給者の皆様をはじめ関係する方々への周知広報に努めてまいります。貴団体におかれましても、管下会員、関係機関等に対してご周知をいただきたくお願い申し上げます。

照会先 : 厚生労働省労働基準局 労災補償部
労災保険業務課 企画調整係
電話 03-3920-3786

(問 1) 平成 25 年 5 月の一時金及び費用等の初回の支払いが 5 月 14 日であるが、これは 4 月最後の支払日以降、長期間支払いがなされないことになる。これは迅速な給付の観点からは問題ではないか。

(答)

労災保険の給付の円滑な支給のため、新しいシステムに切り替える必要が生じ、一定期間、システムを停止せざるを得ないことから、労災保険を受給される方々への影響を極力小さくするため、ゴールデンウィーク期間中に実施することとしたものである。

(問 2) 「本省払い化」とのことだが、具体的にどう変わるのか。

(答)

- 1 被災者本人への口座振込については、既に本省払い化されているため、変更点はない。
- 2 被災者本人以外への口座振込（受任者払い、未支給の保険給付）が厚生労働本省から行われる。そのため、支払振込通知書の差出人が「官署支出官 厚生労働省労働基準局長」となる。
- 3 送金払いについても厚生労働本省で行う。送金払いの際に請求人あて送付する送金通知書は財務省会計センターから送付される。

(問 3) なぜ、保険給付等の支払を本省で行うこととなったのか。

(答)

保険給付等の支払事務の効率化等のために、本省払い化を行うこととしたものである。

[参考]

簡素で効率的な政府の実現を目指す「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月）を受けて、厚生労働省は、労災保険給付業務について、システムの一元化・集中化等により行政コストを削減し、事務の効率化・合理化を図るために「労災保険給付業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 28 日決定）を策定し、これまで労働基準監督署で支払っていた休業（補償）給付を中心とした保険給付等を厚生労働省において支払うこととしたものである。平成 23 年 5 月に定型的支払業務処理については既に本省払い化し、今回はさらなる業務処理の効率化のため受任者払い等定型的支払業務以外の支払業務処理についても本省に集中化するものである。